

議案第78号

つくば市火災予防条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年11月26日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市火災予防条例の一部を改正する条例

つくば市火災予防条例（平成14年つくば市条例第76号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第38条の2—第38条の7）」を「第2章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準
第2章の3 林野火災の予防（第38条の8・第38条の9）
等（第38条の2—第38条の7）」に改める。
」

第38条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第2章の2の次に次の1章を加える。

第2章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第38条の8 消防長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第38条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 消防長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第38条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第38条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第61条の3第1項第3号中「第64条」を「第64条第1項」に改める。

第64条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（提案理由）

消防庁の定める火災予防条例(例)の一部改正に伴い、当該改正に準拠した内容に改めるため、この条例案を提出するものである。

つくば市火災予防条例（平成14年つくば市条例第76号）新旧対照表

改正後	改正前
目次	目次
第１章・第２章（略）	第１章・第２章（略）
<u>第２章の２ 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第38条の２—第38条の７）</u>	<u>第２章の２ 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第38条の２—第38条の７）</u>
<u>第２章の３ 林野火災の予防（第38条の８・第38条の９）</u>	
第３章—第６章（略）	第３章—第６章（略）
附則	附則
第１条—第３７条（略） （火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）	第１条—第３７条（略） （火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）
第３８条 火災に関する警報 <u>（法第22条第３項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）</u> が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。	第３８条 火災に関する警報_____が _____が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。
(1)—(6)（略）	(1)—(6)（略）
第３８条の２—第３８条の７（略）	第３８条の２—第３８条の７（略）
<u>第２章の３ 林野火災の予防</u> <u>（林野火災に関する注意報）</u>	
<u>第３８条の８ 消防長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u>	<u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u>
<u>２ 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、</u>	

市の区域内に在る者は、第38条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 消防長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第38条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第38条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第39条—第61条の2 (略)

(屋外催しに係る防火管理)

第61条の3 前条第1項の指定催しを主催する者(次項において「指定催し主催者」という。)は、同条第3項の規定による通知を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)、次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を当該防火担当者に作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第64条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)―(6) (略)

2 (略)

第62条・第63条 (略)

第39条—第61条の2 (略)

(屋外催しに係る防火管理)

第61条の3 前条第1項の指定催しを主催する者(次項において「指定催し主催者」という。)は、同条第3項の規定による通知を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく)、次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を当該防火担当者に作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第64条 において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)―(6) (略)

2 (略)

第62条・第63条 (略)

(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第64条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u> (2)―(6) (略) <u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u> 第65条 (以下略)	(火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第64条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 (2)―(6) (略) 第65条 (以下略)
---	--

議案第 78 号

つくば市火災予防条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市消防本部予防課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

消防庁の定める火災予防条例(例)の一部改正に伴い、関係規定の整備を行うため、条例の改正を行うものである。

火災予防条例(例)の改正の背景として、令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要とされたため、改正が行われた。

○ 他自治体の状況等

周辺の自治体（筑西市、石岡市、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町、美浦村、つくばみらい市、守谷市、常総市、土浦市、水戸市）においては、令和8年1月1日施行に向け調整をしている。

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

消防法第22条第3項(火災に関する警報の発令)

○ 条例の施行により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

市民含め、指定区域内にいる者に対して、火の使用の制限を課すことで、近年、乾燥する時期(1月から5月)に発生している大規模な林野火災に対して、発生前の火災予防として有効となる。